

## 頑張る地方応援プログラム

都道府県名	東京都	市町村名	檜原村
-------	-----	------	-----

プロジェクト名	人々がすみたくなる村づくり	新規・継続の区分	継続
プロジェクトの目的、概要及び具体的な成果目標	<p>(目的、概要)過疎・高齢化が進む当村は、都心にも近く、自然が豊かであり、都会からの移住、U、Iターンの需要があるものの、その場を提供できないでいる。そのため、平成18年度には村営住宅6棟を整備したところ、若年世帯を中心に入居者がおり、子どもたちの明るい声も聞こえるようになり地域が活性化した。そのため、今後も定住のための住環境の整備を図る。</p> <p>檜原村第4次総合計画では「森と清流を蘇らせ未来に誇れる活力のある村」をメインに、「人々が住みたくなる村づくり」「健康管理と福祉の充実で元気な村づくり」「森や水と調和した産業振興の村づくり」「心豊かな村民を育む村づくり」「新たな財源の確保と行政改革の村づくり」の5つの施策の大綱をもって村づくりを進めている。</p> <p>特に過疎、高齢化対策として、若年者の転出防止、U、Iターン者の受入、そして現在住んでいる高齢者が安心して住み続けるために、当該プログラムでは以下の事業を実施するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村営住宅建設事業</li> <li>・若年世帯定住促進住宅建設補助</li> <li>・住宅用火災警報器設置補助</li> <li>・定住促進空家対策補助</li> </ul> <p>(具体的な成果目標)長期総合計画に基づく各種施策の実施に伴い、人々が住みたくなる村づくりを推進するため、若年者の転出の減とU、Iターン等の転入者の増を図り、また、高齢者の火災事故を防ぎ、少子、高齢化に歯止めをかける。</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少数の鈍化(平成18年4月1日 3,030人、平成19年4月1日2,951人、平成22年4月1日2,850人、)</li> <li>・高齢者の焼死者0の継続(平成18年4月1日 0人 22年4月1日 0人)</li> </ul>		
プロジェクトの期間	平成19年度～平成21年度	政策分野の分類 ( ~ )	定住促進プロジェクト
住民への公表の方法(ホームページアドレス等)	<a href="http://www.vill.hinohara.tokyo.jp">http://www.vill.hinohara.tokyo.jp</a>		
プロジェクトを構成する具体の事業・施策			
名称	事業概要	総事業費 (単位：千円) (うちH21事業費)	
村営住宅建設事業	結婚等を機会に村内に住み続けたくても村外に転出してしまう若者や、村外からU、Iターン等したくても適地がないため、受け入れられなかった方に提供するための村営住宅を建設する。 地場材を使った木造住宅 10棟 SOHOに対応	14,031 (0)	
若年世帯定住促進住宅建設補助	村内に住宅を新築又は、新規に建設された住宅を購入し、その住宅に引き続き10年以上居住する意志のある若年世帯に住宅建設費の一部を補助し、定住促進を図る。 ・夫婦合わせて80歳未満の世帯、単身者については45歳未満 ・建物建築請負金額又は建物購入価格の15%(転入世帯については10%)か100万円のどちらか低い方。 ・10年以内に転出等した場合は、経過年数に応じて補助金の返還有	5,000 (5,000)	

住宅用火災警報器設置補助	<p>東京都の火災予防条例により、既存住宅への火災警報器の設置が義務付けられた。高齢化が進む当村においては、火災を起さないことも大切だが、火災が起きた場合の、早期避難も重要である。このことから既存の住宅に火災警報器を設置する費用の一負部を補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭 2万円を限度</li> <li>・高齢者一人、二人暮らし 2万円を限度とし、2万円を越える部分については9割補助</li> </ul>	17,147 (400)
定住促進空家対策補助	<p>村内に存在する空き家を利用することにより、村内の活性化と村内への定住を促進するため、空き家の貸し出し登録、改修費用等に補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家登録 貸出、売買可能な空家を村に登録した場合 1件につき30,000円</li> <li>・空家改修 貸し出し可能な空家を改修して貸し出す場合 一定の改修について改修費用の1/2 1,000,000円限度 (空家提供者、空家購入者)</li> <li>・空家移住 登録した空家に移住者が引っ越す場合の費用 一件につき100,000円</li> <li>・空家仲介 登録した空家の賃貸、売買に仲介業者が介在した場合 仲介手数料の1/2 売買は100,000円限度</li> </ul>	4,800 (4,800)
総計		40,978  (10,200)
その他特記事項		